

36 LPGAを積載した専用タンクローリ(リールクローリ)が、一般消費者等の軒先に設置されているタンクにLPGAを充てん供給する方式をいう。

37 LPGAによるコージェネレーションについても、天然ガスによるコージェネレーションと同様に、他の化石燃料によるものに比べ相対的に環境負荷が低いものと考えられる。注35を参照。

38 環境負荷低減を目指した高効率燃焼技術等、環境に適合した石炭利用技術。

39 カナダのオイルサンド及びベネズエラのオリノクターの確認埋蔵量はそれぞれ、1,748億bbl及び2,670億bblであり、世界最大の石油埋蔵量を有するサウジアラビア(確認埋蔵量2,627億bbl)に匹敵する可採埋蔵量があると考えられている。

40 従来型の分解装置(FCC)に比べて、高温でより効率的に重油を分解することを可能とする次世代型の装置。重油から高品質のカンウンや石化原料の増産が可能であるが、一方で分解反応が促進されてガスなどが生成されるため、これを抑制するための触媒等の技術開発やその実証化が課題となっている。

41 原油を常圧下(通常0.5~1.0kg/cm²程度)で加熱(通常300~360)し、蒸留によりガス、カンウン、灯油、軽油、残さ油などの各留分に分別する装置。石油精製の第一段階の装置であり、各製油所の規模は常圧蒸留装置の原油処理能力によって表される。

42 石油等のエネルギー産出国と消費国との間で開帳レベルでエネルギー政策に関する情報・意見交換を行うことにより、相互理解を深めるもの。平成18年にカタル・ドーハで第10回国際エネルギーフォーラムが開催され、石油市場と石油価格の安定が資源産出国及び消費国共通の利益であること、エネルギーの全ての分野での投資増加の重要性等が確認された。

43 ただし、現時点においては、PPSの販売電力量シェアは自由化分野全体の約2%程度であり、また、一般電気事業者による自社の供給区域への供給実績は1件のみである。

44 平成12年の小売の自由化以降の二酸化炭素排出量の推移を見ると、3.3億t(2001年)から3.9億t(2005年)となっており、二酸化炭素排出原単位は、0.387kg-CO₂/kWh(2001年)から0.432kg-CO₂/kWh(2005年)となっている。なお、この中には、計画時に想定されていなかった原子力発電所の停止によって生じた年平均(2002年~2005年)0.38億tの増加分が含まれる。

45 発電した電気を最終消費地に売るために、いくつもの電力会社の系統を経ることに、一定額の系統接続費用を支払う制度。

46 一般電気事業者が、需要密度の低い地域や遠隔地の需要家であっても、一律の料金体系により電力供給を行うこと。

○特許庁長官 中嶋 誠
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十三条第一号ハの規定に基づき、平成十七年特許庁長官(第四号)(工業所有権に関する手続等の特例)に関する法律施行規則第十三条第一号ロに規定する電子証明書を定める件)の一部を次のように改定する。
平成十九年三月二十六日

題名中「第十三条第一項第一号ロ」を「第十三条第一項第一号ハ」に改定する。

附 則

この告示は平成十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百六十三号
港灣の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第三条の規定に基づき、技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示を次のように定める。

平成十九年三月二十六日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

技術基準対象施設の施工に関する基準を定める省令
(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、港灣の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)以下省令(以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(施工の計画)

第二条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者(当該施設の工事の請負人を含む。以下同じ。)は、当該施設を正確に円滑かつ安全に施工するため、あらかじめ施工の計画を定めることを標準とする。

2 施工の計画は、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

- 一 当該施設の施工方法
- 二 当該施設の施工管理方法
- 三 当該施設の安全管理方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、当該施設を正確に円滑かつ安全に施工するために必要な事項

3 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、工事の進行又は現場の状況の変化により必要が生じた時は、施工の計画を変更することを標準とする。

(施工の方法)

第三条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件を考慮して、施工方法を定めるものとする。

2 施工方法は、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

- 一 当該施設の完成までに必要な工事の手順及び各段階の工事内容
- 二 当該施設の施工に当たって使用する主要な作業用船舶並びに機械の種類及び規格
- 三 前一号に掲げるもののほか、当該施設の施工に当たって講ずる措置の内容及び時期(施工管理)

第四条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、次の各号に掲げる基準に従って、適切に施工管理を行うものとする。

一 当該施設に使用する材料及び当該施設を構成する部材の管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び測定した結果の整理方法が定められ、かつ、当該材料及び部材の所要の品質規格が確保されること。

二 当該施設の出来形の管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、測定した結果の整理方法及び許容範囲が定められ、かつ、当該施設の必要の出来形が確保されること。

2 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、前項各号に掲げる事項のほか、円滑に施工するために、作業用船舶による海上作業を効果的に実施状況管理、工程管理等を行うことを標準とする。

3 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、当該施設の適切な維持管理に資するよう、施工管理により取得した測定結果等の記録を維持管理計画等に反映すること標準とする。

(安全管理)

第五条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、当該施設の施工に当たっては、港灣工事の安全に関する関係法令等に基づき次の各号に掲げる事項について検討し、適切に安全管理を行い、事故及び災害の防止に努めるものとする。

- 一 当該施設の施工条件及び施工方法の下で、安全確保上必要となる措置
- 二 異常現象等に対して安全確保上必要となる措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、事故又は災害の防止上必要となる措置

(施工管理及び安全管理の実施)

第六条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、第四条に基づき施工管理及び前条に基づく安全管理を施工に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

(施工時の安定)

第七条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、施工時に当該施設の構造の安定が損なわれないような措置として、必要に応じて仮設工事を行うものとする。

附 則

この告示は平成十九年四月一日から施行する。